令和七年三 月 一十八日

増 第 <u>Ŧ</u>. 百 刊 八 + \equiv 号 (2)

目 次

示 第 百 一十八号・第二百1 一十九号

告

○学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の 一部を

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 改正する告示 (林業振興課) 私学振興課

(第三号・第四号)

○福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令 ○法制審議会規程の一部を改正する訓令

(行政経営企画課)

(行政経営企画課)

告 亦

福岡県告示第二百二十八号

ように定める 学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の一部を改正する告示を次

令和七年三月二十八日

0

福岡県知事 誠太郎

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程の 部を改正す

学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める規程 (平成) 一十一年六月福岡県

告示第千十号) 0) 部を次のように改正する。

第 「第二十六条第一項」 を 「第十九条第一項」

に、

「第六十四条第四項」

を

第百五十二条第五項」に改める

附 則

この告示は、 令和七年四月一 日から施行する。

1

福岡県告示第二百二十九号

福岡県造林事業補助金交付規程 0 部を改正する告示を次のように定める

令和七年三月二十八日

福岡県造林事業補助金交付規程の一 部を改正する告示

福岡県知事

服部

誠太郎

福岡県造林事業補助金交付規程 (昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号

一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「暴力団 (以下この号」を 「暴力団 第 号 に 「暴力団

(以下この号」を「暴力団員 (次号及び第三号」に改める。

別表 一林相転換特別対策 (特定スギ人工林) の部を次のように改める。

(34	#人工:	(特定ス	海沟	223	表性	南道	莱
森林作業道整備	水施設整備 林床保全整備	鳥獣害帽子施設等整備 林内作業場及び林内かん	付帯施設等準備	更新伐	T 0	人工造林	一更作業
			林所有者と協定を締結して実施する場合に限 んしないものとする。	(2) 衆本教師充入寺、衆本祐古寺、物元半市名古藤原本人 [57] 「女として)衆本教師在入寺、祭本祐古寺、物元半市名古藤原本人 [57] 「女として)の田原の二家は 25 「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・「本語・	質作業及び更新伐について	古つて家宅、人は家宅衛屋原当日的も教の場所でもの第一日(2)原因の身間国父の家宅庁兼国制「プラン、、近中が同石の衛衛側上の関係を持ている。 1 「関係の人の人・コント」(1 関係の人の人・コント)(1	1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以

附 則

の規定は、 この告示は、 令和七年度分の補助金から適用する。 令和七年四月一 日から施行し、 改正後の福岡県造林事業補助金交付規程

訓 令

福岡県訓令第三号

法制審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本

庁

令和七年三月二十八日

法制審議会規程の一部を改正する訓令

法制審議会規程 (昭和二十六年十月福岡県訓令第六十三号) の一部を次のように改正

する。

定期発行日 每週火金曜日

福岡県知事

服部

誠太郎

(経過措置

部次長」に改め、 第四条第二項中「知事の指定する副知事」を「総務部長」に、 第三条中第二号を削り、 同条第三項を次のように改める。 第三号を第二号とし、 第四号を第三号とする。 「総務部長」を「総務

2

3 次長が二人以上ある部にあっては、当該部の部長が指名する次長)及び総務部財政課 委員は、 部 (総務部及び会計管理局を除く。以下この項において同じ。) の次長

第六条第二項中「委員長である副知事以外の」を削り、 同条第三項中「ものとする」

を「ことができる」に改める。

長を充てる。

え、同条第二項中「あつては」を「あっては」に改める。 第七条第一項中「ときは」の下に「、委員長が軽易なものと認めるものを除き」を加

第九条及び第十条を次のように改める。

(回議)

第九条 委員長が急施を要し審議会に付議するいとまがないと認める場合は、委員一人

る。

以上及び副委員長(総務部及び会計管理局にあっては、副委員長)に回議し、委員長

の決裁を受けることをもって前条の会議に代えることができる。

(幹事長及び幹事

第十条 審議会に幹事長一人及び幹事若干人を置く

2 幹事長及び幹事は、 県職員のうちから知事が指名する。

3 議事務を整理するため、幹事会を招集する 幹事長は、審議会の審議に付される事案のうち委員長が特に必要と認めるものの審

4 に関する調査、研究等を行う。 幹事長及び幹事は、幹事会に出席するほか、委員長の命を受け、 審議会の所掌事務

5 ことができる。 幹事長及び幹事は、 委員長が必要と認める場合は、 審議会に出席し、 意見を述べる

第十一条を削り、 第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

則

(施行期日)

1 この訓令は、 令和七年四月一日から施行する。

> 十一条第二項の規定により、委員又は幹事に任命されている者は、同日をもって別に 辞令を用いないでそれぞれの職を免ぜられたものとする。 この訓令の施行の日の前日において、この訓令による改正前の第四条第三項又は第

福岡県訓令第四号

出先機関

本

庁

服部

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和七年三月二十八日 福岡県知事

福岡県文書管理規程(平成十六年一月福岡県訓令第一号)の一部を次のように改正す

福岡県文書管理規程の一部を改正する訓令

第二十三条第二項ただし書中「並びに議案」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。